

つくば市記者会 御中

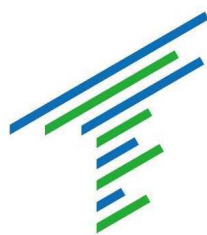
発信日：令和2年（2020年）11月2日（月）

発信元：つくば市 経済部 産業振興課

☐取材依頼 ☒周知依頼 ☒募集告知 ☐その他

「つくばクオリティ認定制度」を創設します

～つくば市発の優れた商品・役務（サービス）を募集～



TSUKUBA QUALITY

つくば市は、新たに「つくばクオリティ認定制度」を創設します。本制度は、つくば市発の優れた商品や役務（サービス）を、つくば市が『つくばクオリティ』として認定するものです。

それらの魅力を国内外に広く発信することで、企業等とつくば市がともにイメージアップを図るとともに、販路開拓・販売促進を支援していきます。

募集期間 令和2年（2020年）11月4日（水）～30日（月）

認定の特典

- ①つくばクオリティ認定ロゴマークの付与
- ②認定商品等を紹介するパンフレットの発行
- ③市ホームページ・SNS・プレスリリース等による情報発信
- ④展示会等、商品等をPRできる場の提供
- ⑤認定商品等に対する、専門家による個別相談・アドバイス
- ⑥認定商品等を有する事業者、関係企業・機関による交流会等の開催
- ⑦地方自治法に基づく政策的随意契約による市の試験購入・評価
（※要件を満たした上で、市又は関係機関で認定商品等の利用希望があった場合）

部門

○ 一般部門 ○ 特別部門

※本年度の特別部門のテーマは、「新型コロナウイルス感染症対策」です。

対象者

市内に事業所を有し、かつ、市税の滞納がない事業者

対象商品・役務（サービス）

商品：製品の特徴的な部分を市内で開発または製造し、既に実用化されているもの（食品を除く）。
役務：サービスの特徴的な部分を市内で開発し、既に実用化されているもの。

※現在も製造・提供されている商品・役務（サービス）に限ります。

※申し込み方法等詳細は、募集要項をご覧ください。

令和2年度（2020年度） つくばクオリティ認定制度 募集要項



つくば市発の優れた商品や役務（サービス）を
つくば市が『つくばクオリティ』として認定し、
その魅力を国内外に広く発信することにより、
企業等とつくば市がともにイメージアップを図るとともに、
その販路開拓・販売促進を支援します。

募集期間

令和2年11月4日（水）9時から 令和2年11月30日（月）17時まで
※申請書等様式類は、市ホームページからダウンロードできます。

URL [https://www.city.tsukuba.lg.jp/
jigyosha/oshirase/1013448.html](https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/oshirase/1013448.html)



申請・問合せ先

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市経済部産業振興課産業創出支援係
電話：029-883-1111

1. つくばクオリティ認定の特典（予定）

- ① つくばクオリティ認定ロゴマークの付与
- ② 認定商品等を紹介するパンフレットの発行
- ③ 市ホームページ・SNS・プレスリリース等による情報発信
- ④ 展示会等、商品等をPRできる場の提供
- ⑤ 認定商品等に対する、専門家による個別相談・アドバイス
- ⑥ 認定商品等を有する事業者、関係企業・機関による交流会等の開催
- ⑦ 地方自治法に基づく政策的随意契約による市の試験購入・評価
（※要件を満たした上で、市又は関係機関で認定商品等の利用希望があった場合）

2. 対象者

市内に事業所を有する事業者で、市税の滞納がないこと。

3. 対象商品・役務（サービス）

商品： 製品の特徴的な部分を市内で開発または製造し、既に実用化されているもの（食品を除く）。

役務： サービスの特徴的な部分を市内で開発し、既に実用化されているもの。

※現在も製造・提供されている商品・役務に限ります。

※詳細は、「つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱」をご御覧ください。

4. 認定基準

次のすべてを満たす商品・役務（サービス）

- ① 有用性が見込まれる
- ② 独自性を有する
- ③ 市のイメージ向上に資する
- ④ 関係法令に違反しない
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に寄与する（特別部門に限る）

5. 認定期間

認定期間は設けません。(〇〇年度認定品として認定し続けます。)

6. 審査方法等

書類審査、ヒアリング等により、商品・役務（サービス）が認定要件や認定基準に適合するかどうかを判断します。

なお、審査結果については、書面で応募者にお知らせいたします。

7. 申請方法等

(1) 部門・種別の選択について

部門を「一般部門」「特別部門」から、種別を「商品」「役務」から選択してください。※令和2年度募集の特別部門は、『**新型コロナウイルス感染症対策**』です。

(参考)

商品

- ・既製品として生産されるもの
- ・物品等買い入れ契約により調達されるもの

※ 製品単体で動作するソフトウェアなど、製品のみで機能・性能の提供が可能なものは、商品に区分されます。

※ 製品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務に区分されます。

役務

- ・各種サービスの提供を行うもの
- ・発注者の仕様により生産・提供されるもの

(2) 申請方法について

つくばクオリティ認定申請書〔様式第1号〕及び添付書類を産業振興課へ郵送してください。(直接の提出も可能です。FAX、E-mailでの受付はできません。)

8. その他・留意事項等

- (1) 当該認定により、つくば市が商品等の品質の保障や購入を約束するものではありません。
- (2) 申請書等に含まれる著作物等の著作権について、公表その他当事業に必要な用途に用いる場合には、つくば市はこれを無償で使用できることとします。
- (3) 申請書等の提出された書類は返却しません。
- (4) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じかねますので、予め御了承ください。

- (5) つくば市は、認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わず、これを負いません。
- (6) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全などに関する責任は、当事業において認定した事業者が負う物とします。
- (7) 制度の詳細は、「つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱」をご御覧ください。